

第31回関西学生対校女子駅伝競走大会

大会規則並びに選手注意事項（案）

1. 競技規則について

- (1) 本大会は2021年度日本陸上競技連盟競技規則および同駅伝競走規準、ならびに関西学生陸上競技連盟実施要項に基づいて行われる。

2. 競技全般について

- (1) 本大会は学校対校とし、原則各校1チームの参加とする。
- (2) 大会要項に従い各校オープン参加を認めるが、総合記録ならびに各区分記録は参考記録として扱う。
- (3) 競技者が走行途中において、医師あるいは医務員、審判長に競技中止を命ぜられた場合は、直ちに競技を中止しなければならない。
- (4) タスキを肩に掛けずに走った場合は失格とする。
- (5) 競技者は外周道路では走路の中央線より左側を走らなければならない。
- (6) 競技者は競技中に飲食物を携帯することも飲食することもできない。ただし、主催者側が用意した飲料、または、各大学が用意した飲料を定められた区域で各校から1名派遣し、3区・4区・6区でのみ給水を認める。
- (7) 競技中、大会規則並びに選手注意事項に違反したために生じた事故については、主催者側は一切責任を負わない。但し、上記以外の不慮の事故については、応急処置のみ行う。
- (8) 競技中に競技者が競技続行できない状態になった場合、競技者の交代は認めない。この場合チームは失格となる。尚、希望があれば次の区分から走ることにはできるが、これ以降の区分記録は参考記録とする。
- (9) いかなる場合も人または車両(原動機付自転車、自転車)等による伴走は一切認めない。これに反する行為およびそれと疑わしい行為を行った場合は、審判長の判断により失格とする。
- (10) 緊急車両(救急車等)の通過・横断を最優先とする。病院前の走路において審判員から制止を求められたら競技者は競技を一時中断し、緊急車両の通行を妨げないこと。また、ロスタイムは考慮しない。

3. 繰り上げ出発について

- (1) 繰り上げ出発は、第5中継所で先頭通過15分後を目処に行う。
- (2) 当日のレース状況によっては、審判長の判断により繰り上げ出発の時間を変更する場合がある。

4. 中継点について

- (1) 中継点より先方20mの地点にさらにもう一本線があり、この間でタスキを手渡ししなければならない。
- (2) タスキを渡し終えた競技者は、他の競技者の障害にならないよう直ちに走路の外側に出ること。付き添い者は、原則として競技者が走り終えても走路内に入ってはいけない。

5. 招集について

- (1) 第1次招集は午前10時00分にしあわせの村本館研修館ホールにて競技者受付と同時に行う。この際、前日に預かったタスキを返却する。
- (2) 第2次招集は運動広場、幅跳走路北側端の芝生区域にて行う。競技者本人が競技服装とアスリートピブスを必ず審判員に提示すること。
- (3) 第2次招集の招集予定時刻は、下図の通りである。ただし、当日のレースの状況によっては総務の判断により招集時刻を変更する場合がある。その場合は放送等で知らせるので注意すること。

	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区
第2次招集時刻	11:45	12:00	12:10	12:30	12:50	13:00
先頭通過予定時刻		12:12	12:23	12:44	13:06	13:17

6. 選手変更について

- (1) 令和3年9月24日(金)の監督・代表者会議終了以後の選手オーダー変更は一切認めない。
- (2) 病気等によりやむを得ず選手オーダー変更をする場合は、試合当日の午前9時00分~9時30分の間、所定の用紙に必要事項(総務、審判長、関西学連ヘッドコーチの印鑑を含む)を記入し、診断書を添えてしあわせの村運動広場内の大会本部にて申し出ること。ただし、急病で診断書が提出できない場合は、後日、診断書を関西学連事務所まで送付すること。
- (3) 変更理由書類(診断書など)を提出し、選手オーダー変更する場合、最終申込で申し込んだ補欠選手3名との変更のみを認め、区分変更は一切認めない。

7. 処罰について

- (1) 開催要項、大会規則並びに選手注意事項、その他の申し合せ事項に違反した大学は、大会終了後直ちに大会総務、審判長、関西学連ヘッドコーチ、関西学連幹事長等が協議の上審査し、厳重に処罰する。いかなる処罰も当該大学は速やかに受けなければならない。

8. 監督・代表者会議について

- (1) 監督・代表者会議で競技上重要な注意事項の確認等をするため、各校監督またはコーチなど学生以外のスタッフ1名と学生責任者1名の代表者2名は必ず出席すること。

第 31 回関西学生対校女子駅伝競走大会

- (2) 監督・コーチなど学生以外のスタッフが参加できない大学に関しては、監督・代表者会議当日に委任状を持参し、提出すること。提出せずにスタッフが欠席した大学については、出場を認めないなどの処罰を与える場合がある。

8. 緊急事態時（台風・地震等）における中止の決定方法について

- (1) 事前の大会中止の決定については、前々日に、陸協・ヘッドコーチ・長距離強化委員長・競技委員長・事務局長・幹事長を中心とした役員で協議し、会長が最終決定する。
- (2) 競技中に天災地変、事件事故等が発生した場合は主催者側が本大会の開催を判断、決定する。

9. 再予選会について

- (1) 再予選会は、本大会後の 9 月 26 日（日）に予定されている第 31 回関西学生対校女子駅伝競走大会（予備日）にて再度選考会を行う。
- (2) 実施種目は 5000m で行う。
- (3) 番組編成は前年度関西学生対校女子駅伝競走大会の成績別に、上位校と下位校に分けて行う。
- (4) 出場資格は、監督・代表者会議を行う前に中止が決定した場合、エントリー会で登録した 6 名以上 15 名以内の選手とし、その内 8 名を各大学で選出することとする。監督・代表者会議後の場合、最終申し込みのオーダー用紙に記載された正選手の 6 名とし、補欠選手との変更は本大会要項の「申込方法」4. に準じる。また、シード校、オープン参加のチームは参加できないこととする。
- (5) 順位は各大学における出場選手の上位 6 名の記録合計タイムで決定し、記録上位 4 校は、第 38 回全日本大学女子駅伝対校選手権大会への出場権を得る。ただし、辞退校が出た場合には再予選会の成績に従い、順次繰り上げて出場権を与える場合がある。

10. その他

- (1) 不明な点などは主催者まで問い合わせること。

関西学生陸上競技連盟